

持続可能なまちづくりを推進する連携協定

伊勢原市では、市内の東西交通を支える重要な路線である都市計画道路田中笠窪線整備事業を推進している。また、小田急電鉄株式会社では、鉄道事業の基幹施設として車両の検査・修理を担う「大野総合車両所」の老朽化に伴い、鉄道運行の安全・安定性確保を図るとともに、環境への配慮や持続可能な運営体制を見据えた次世代型メンテナンスシステムを導入した新たな総合車両所の建設を市内に計画している。

これらは、鉄道及び道路による交通ネットワークの充実や新たな産業都市軸の形成など、集約型都市づくりを推進する活力のネットワークの形成に寄与するものと考えられる。このため、当該計画を契機として、ICT技術などを活用した持続可能なまちづくりを推進していくため、伊勢原市（以下、「甲」という。）と小田急電鉄株式会社（以下、「乙」という。）は、持続可能なまちづくりを推進する連携協定（以下、「本協定」という。）を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 甲が進める都市基盤整備と、乙が進める新たな総合車両所の建設計画について、甲及び乙が相互に連携を図るとともに、近未来のスマートモビリティ社会へ向けたまちづくりに取り組むことを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、主に次に掲げる事項について相互に連携する。

- 一 新たな総合車両所の計画に関する事
- 二 都市基盤施設の整備推進に関する事
- 三 スマート新駅及び周辺まちづくりの検討に関する事
- 四 その他、目的を達成するために必要な事

（連携体制）

第3条 甲及び乙は、連携事項の協議及び進行管理のため連絡調整会議を設置するものとする。

2 前項の連絡調整会議の組織及び運営については、甲乙間で、別途、協議して定めるものとする。

（有効期限）

第4条 本協定の有効期限は、本協定の締結日から第1条に定める目的を甲乙合意の上、達成したと判断した時までとする。

（協議事項）

第5条 本協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各々その1通を保有するものとする。

令和5（2023）年3月8日